

建設機械の確認に関する実施要領

第1章 総 則

1 趣旨

競争入札参加資格審査における建設機械ならびに入札参加資格要件審査における建設機械および当該建設機械の運転または操作をする技能者（以下「オペレータ」という。）については、この要領に定めるところにより、その所有および作動の状況ならびに施工の実態について実地確認を行うものとする。

2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 競争入札参加資格審査 建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成10年福井県告示第749号）に定めるところにより、福井県が発注する競争入札に参加するものに必要な資格の審査をいう。
- (2) 入札参加資格要件審査 発注者がほ装工事または法面処理工事に係る入札公告において入札参加資格要件として定めた建設機械およびオペレータによる施工を行っていることを確認するための審査をいう。

第2章 建設機械の実地確認

1 競争入札参加資格の審査に必要な建設機械の実地確認

(1) 実地確認を行う建設機械の範囲

競争入札参加資格審査において実地確認を行う建設機械は、県内に主たる営業所を有する建設業者では装工事の資格審査を申請しているものが所有するアスファルトフィニッシャー、マカダムローラーおよびタイヤローラーとする。

ただし、確認を行おうとする建設機械が競争入札資格審査の申請書（以下この項において「申請書」という。）を受け付けた日前1年間に次項または第3項の規定により確認を受けたものである場合は、この項の規定により確認を受けた建設機械とみなす。

(2) 実地確認の時期

ア 実地確認は、申請書を受け付けた日から申請書の受付期間が終了した日後1月を経過する日までの間に行うものとする。

イ アに定めるもののほか、次に定めるところにより、随時の確認を行うものとする。

i アの規定により実地確認を行った日後、または第2項の規定による入札参加資格要件審査に必要な建設機械の実地確認後、1年を経過した場合は、当該1年を経過した日後1月以内に実地確認を行うものとする。

ii 建設機械がリース機械である場合にあっては、リース契約が途中で解約されてい

いことを確認するため、アの規定による確認を実施した日から1年を経過した日後1月以内に、リース契約が継続していることを確認する書類（リース先が原本証明をしたリース契約書の写し、賃借料の支払いを証明する書類の写し等）を提示させ、または提出させることにより、確認を行うものとする。

(3) 実地確認の場所

実地確認は、申請書を提出する土木事務所の管内で当該土木事務所の長が指定する場所において行う。

(4) 実地確認をする者

ア 実地確認は、ほ装工事の監督職員としての経験を有する者のうち、当該土木事務所の長が指定する職員が、資格審査の申請者またはその委任を受けた者の立会いの上、行うものとする。

イ 建設機械の作動状況の実地確認を行うに当たっては、当該建設機械のオペレータにより行わせるものとする。

(5) 実地確認の通知

ア (2)アの規定により実地確認を行う場合は、あらかじめ、建設機械確認通知書（別記様式第1号）により、申請者に通知するものとする。

イ (2)イの規定により実地確認を行う場合にあっては、通知を行わないものとする。

(6) 実地確認する事項および確認の方法

建設機械の所有および作動状況の実地確認は、次に掲げる事項について行うものとし、その確認の方法は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

ア 建設機械の所有の事実に関する確認

申請書のほ装工事施工体制実態調書（様式第5号）に記載された建設機械について、所有していることが確認できる資料として当該申請書に添付されている市役所または町役場の資産証明、売買契約書の写し、車検証の写し、リース契約書の写し等以外の資料（例えば、資格審査申請時に売買契約書の写しが添付されていた場合は、資産証明書等）の提示を求め、申請書の添付書類および写真と照合することにより、当該建設機械の所有の事実を確認する。

イ 建設機械の同一性に関する確認

申請書の添付書類およびアで提示を求めた市役所または町役場の資産証明、売買契約書の写し、車検証の写し、リース契約書の写し等に記載された建設機械と確認をする建設機械が同一のものであることを、メーカーの名称、型式等により確認する。

ウ 建設機械の作動状況に関する確認

確認を行う建設機械を、オペレータが実際に作動させることにより、工事の施工が可能であるかどうかを、ほ装工事の監督職員としての経験を有する職員が確認する。この場合において、確認の方法を例示すると次の表のとおりである。

建設機械の種類	確認の方法（例）
アスファルトフィニッシャー	走行確認およびフィーダ、スプレッダ、タンパ、スクリードの作動確認等
マカダムローラーおよびタイヤローラー	走行確認

エ 建設機械の規格の確認

は装工事の競争入札参加資格を申請している者が所有するアスファルトフィニッシャー、マカダムローラーおよびタイヤローラーが次の要件に合致するものであるかを確認する。

- i アスファルトフィニッシャーにあつては、ほ装幅（伸長時）が3.3 m以上であること。
- ii タイヤローラーにあつては、車輛の重量（バラストを含む最大時）が8 t以上であること
- iii マカダムローラーにあつては、車輛の重量（バラストを含む最大時）が10 t以上であること。

(7) 確認結果の作成等

ア 実地確認を行った職員は、実地確認を行った建設機械1台ごとに建設機械確認票（別記様式第2号）を作成しなければならない。

イ アの建設機械確認表は、入札事務担当者において、当該競争入札参加資格の有効期間中保存しておくものとする。

ウ 所有および作動の確認ができなかった建設機械については、資格審査の申請に必要な建設機械として認めてはならない。

エ 確認を行った後、確認を行った建設機械が存在しないことを知ったときは、期間を定めて、建設機械の変更届の提出、資格の要件を満たす建設機械の購入その他資格付与の条件を満たすために必要な是正措置を文書で指導するとともに、その旨を直ちに土木管理課長に報告するものとする。

オ エの規定により報告を受けた土木管理課長は、福井県工事契約等に係る指名停止等の措置要領の規定に基づく指名停止措置を検討するものとする。

2 入札参加資格要件審査に必要な建設機械の実地確認

入札参加資格要件審査に必要な建設機械の実地確認については、この項に別段の定めがあるものを除き、前項の規定を準用する。

(1) 実地確認を行う建設機械の範囲

実地確認を行う建設機械の範囲は、入札参加資格要件として設定された建設機械とする。

(2) 建設機械に変更が生じた場合

入札参加資格確認申請時の提出資料である「機械の保有状況およびオペレータの配置(様式第3の2)」(以下「確認資料」という。)に記載のある機械に変更が生じた場合、確認資料を訂正し、理由書(任意様式)および当該理由を確認できる書類を添付し発注機関へ再提出させるものとする。

なお、機械に変更が生じた理由が、機械の故障による修理中である場合には、添付書類として、当該機械の修理が確認できる書類(修理に係る契約書の写し等)を提出し、修理に係る代金支払い後に、その支払いを確認できる書類(領収書の写し等)を提出させるものとする。

(3) 実地確認の時期および場所

実地確認は、当該建設工事の請負契約締結後に、当該建設工事の現場において行う。

(4) 確認結果の作成等

ア 実地確認を行った職員は、実地確認を行った建設機械 1 台ごとに建設機械確認票（別記様式第 2 号）を作成しなければならない。

イ アの建設機械確認票は、入札事務担当者において、前項(7)アの規定により作成した建設機械確認票と一連のものとして保存しておくものとする。

(5) 実地確認後の措置

実地確認を行った結果、確認資料に記載のある機械により工事を施工していることが確認できなかったときは、その旨を速やかに土木管理課長に報告するものとする。この場合において、土木管理課長は、報告を受けたときは、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領の規定に基づく指名停止措置を検討するものとする。

第 3 章 オペレータの実地確認

入札参加資格要件審査にあつては、前章に定めるもののほか、この章に定めるところにより、確認資料に記載されたオペレータによる運転または操作がされていることについて実地確認を行うものとする。

1 実地確認の時期および場所

オペレータの実地確認は、前章第 2 項の規定による入札参加資格要件審査に必要な建設機械の確認と同時に行うものとする。

2 オペレータ変更の方法

確認資料に記載のあるオペレータに変更が生じた場合、確認資料を訂正し、理由書（任意様式）および当該理由を確認できる書類を添付し発注機関へ再提出させるものとする。

3 実地確認の方法

(1) 確認資料に記載のある機械の種類ごとに当該機械のオペレータとして記載のある者について、運転免許証その他本人であることが確認できる写真付きの証明書と照合することにより、本人確認を行うものとする。

この場合において、当該工事の施工前に、建設機械およびオペレータ実地確認申請書（別記様式第 3 号）を提出させるものとする。

(2) 次の建設機械の種類に応じ、それぞれ次に定める運転または操作を、(1)により本人確認を行ったオペレータが行っていることを確認するものとする。

ア モルタル吹付け機 ガンマンにあつては、吹付け材料の投入、攪拌および圧送までの作業を一連して 3 回以上、ノズルマンにあつては当該ガンマンが圧送したモルタルの吹付け

イ 種子吹付け機 種子散布

ウ ボーリングマシン 設計図書に示された位置、削孔径、長さおよび方向での削孔

エ アスファルトフィニッシャー 敷設および敷均しに係る運転

オ マカダムローラーおよびタイヤローラー 転圧に係る運転

4 実地確認後の措置

- (1) 前項の規定による確認を行った場合において、確認資料およびオペレータ配置実地確認申請書（別記様式第3号）に記載のあるオペレータが当該機械を操作して工事を施工していることを確認できなかったときは、その旨を速やかに土木管理課長に報告するものとする。
- (2) 前号の規定により報告を受けた土木管理課長は、福井県工事契約等に係る指名停止等の措置要領の規定に基づく指名停止措置を検討するものとする。

第4章 雑 則

この要領に定めのない事項およびこの要領に定める事項について疑義があるときは、この要領に基づいて実地確認を行う発注機関および福井県土木部土木管理課が協議の上、決定するものとする。

附 則

この要領は、平成22年5月27日から施行する。

附 則（平成22年10月28日）

この要領は、平成22年11月1日（以下「施行日」という。）から施行し、改正後の第2章1(1)イおよび(6)エの規定は平成22年度を基準年度とする資格審査に係る実地確認から、第3章2(1)の規定は施行日以後に行う実地確認から適用する。

附 則（平成23年4月28日）

この要領は、平成23年5月1日から施行し、改正後の第2章2(4)および第3章3(1)の規定は、平成22年度を基準年度とする資格審査に係る実地確認から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年7月25日）

- 1 この要領は、平成26年8月1日から施行する。
- 2 改正後の第2章1の規定は平成26年度を基準年度とする資格審査に係る実地確認から適用し、当該年度より前の年度の資格審査に係る実地確認については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第2章の2および第3章の規定は、平成26年8月1日以降に入札公告等を行う工事から適用し、平成26年7月31日以前に入札公告等を行った工事については、従前の例による。

第 号
平成 年 月 日

様

土木事務所長

建設機械確認通知書

競争入札参加資格審査の際に行う建設機械の確認に関する実施要領（平成22年土管第389号）の規定に基づき、競争入札参加資格申請書に記載されている建設機械の所有および作動の状況について実地確認をしたいので、下記により、通知します。

記

確認の日時	平成 年 月 日（ ） 時 分～
確認の場所	
確認をする建設機械の名称	
確認をする者の職氏名および連絡先	土木事務所 課 グループ 電話番号
その他留意事項	1 オペレータによる建設機械の作動状況の確認をしますので、オペレータを確認場所に待機させてください。 2 建設機械の所有確認のため、資格審査申請書の営業用機械器具調べ（様式第4号）に添付した市役所または町役場の資産証明、売買契約書の写し、車検証の写し、リース契約書の写し等以外の資料（例えば、資格審査申請時に売買契約書の写しを添付した場合は、資産証明等）を提示していただきます。 3 確認に要する諸費用（建設機械の運搬、オペレーター人件費等）は、全て資格申請者の負担とします。

建設機械確認票

確認者：所属			課			G 職氏名（自署押印）																			
確認日時：平成			年			月			日（			）			午前：午後			時			分				
確認場所：																									
工事名：												（路線名等：												）	
申請者名：																									
工事の種類および使用建設機械																									
☐ ほ装工事																									
☐ アスファルトフィニッシャー ☐ タイヤローラー ☐ マカダムローラー																									
建設機械の名称・型式等（※建設機械が複数ある場合は、任意様式で別紙に一覧を記載すること。）																									
機械名称：												規 格：													
メーカー：												型 式：													
所 有 者：												製造番号：													
所有の確認（申請書の添付書類および実地確認時の提示書類について確認すること。）																									
☐ 車検証 ☐ 売買契約書 ☐ 資産証明 ☐ リース契約書 ☐ 写真																									
☐ その他（																								）	
作動状況の確認												作動させた者の氏名													
アスファルトフィニッシャー																									
（走行確認）												☐ 作 動						☐ 不作動							
（フィーダ）												☐ 作 動						☐ 不作動							
（スプレッダ）												☐ 作 動						☐ 不作動							
（タンパ）												☐ 作 動						☐ 不作動							
（スクリード）												☐ 作 動						☐ 不作動							
タイヤローラー（走行確認）												☐ 作 動						☐ 不作動							
マカダムローラー（走行確認）												☐ 作 動						☐ 不作動							
確認結果																									
☐ 建設機械確認要領に基づく建設機械であると認められる。																									
☐ 建設機械確認要領に基づく建設機械であると認められない。																									

※ この確認票は、実地確認を行う建設機械 1 台ごとに作成すること。

建設機械確認票

確 認 者：所属	課	G 職氏名 (自署押印)
確認日時：平成	年 月 日 ()	午前：午後 時 分
確認場所：		
工 事 名： (路線名等)		
申請者名：		
工事の種類および使用建設機械 ☐ ほ装工事 ☐ アスファルトフィニッシャー ☐ タイヤローラー ☐ マカダムローラー ☐ 法面処理工事 ☐ モルタル吹付け機 ☐ 種子吹付け機 ☐ ボーリングマシーン		
建設機械の名称・型式等 (※建設機械が複数ある場合は、任意様式で別紙に一覧を記載すること。)		
機械名称：	規 格：	
メーカー：	型 式：	
所 有 者：	製造番号：	
所有の確認 (申請書の添付書類および実地確認時の提示書類について確認すること。) ☐ 車検証 ☐ 売買契約書 ☐ 資産証明 ☐ リース契約書 ☐ その他 ()		
◎入札参加資格確認資料 (様式第 3 号の 2) に記載の建設機械・オペレータによる施工の確認 ☐ モルタル吹付け機 オペレータ (ガンマン) の氏名 _____ ※1 モルタル吹付け機が空の状態から、吹付け材料の投入、攪拌および圧送まで の一連の操作を行っているか。 ☐ 適 ☐ 不適 オペレータ (ノズルマン) の氏名 _____ ※1 ガンマンが圧送したモルタルの吹付けの操作を行っているか。 ☐ 適 ☐ 不適 ☐ 種子吹付け機 オペレータの氏名 _____ 種子散布の操作を行っているか。 ☐ 適 ☐ 不適 ☐ ボーリングマシーン オペレータの氏名 _____ 設計図書に示された位置、削孔径、長さおよび方向で削孔を行っているか。 ☐ 適 ☐ 不適 削孔内に鉄筋またはアンカー鋼材の挿入を行っているか。 ☐ 適 ☐ 不適 グラウト材の注入打設を行っているか。 ☐ 適 ☐ 不適 鉄筋またはアンカー鋼材の緊張・定着・頭部処理を行っているか。 ☐ 適 ☐ 不適 ☐ アスファルトフィニッシャー オペレータの氏名 _____ ※2 アスファルト合材の敷設および敷均しを行っているか。 ☐ 適 ☐ 不適 ☐ マカダムローラー オペレータの氏名 _____ ※2 アスファルトの初期転圧を行っているか。 ☐ 適 ☐ 不適 ☐ タイヤローラー オペレータの氏名 _____ ※2 アスファルトの仕上げ転圧を行っているか。 ☐ 適 ☐ 不適		
注 1 モルタル吹付け機のガンマンとノズルマンには、同一の人物をあてないこと。 注 2 アスファルトフィニッシャー、タイヤローラーおよびマカダムローラーのオペレータには、同一の人物をあてないこと。		
確認結果 ☐ 入札参加資格確認資料 (様式第 3 号の 2) に記載の建設機械・オペレータでの施工と認められる。 ☐ 入札参加資格確認資料 (様式第 3 号の 2) に記載の建設機械・オペレータでの施工と認められない。		

※ この確認票は、実地確認を行う建設機械 1 台ごとに作成すること。

長 様

所 在 地
商号または名称
代 表 者 氏 名
(電話番号:)

建設機械およびオペレータ実地確認申請書

(工 事 名) (施工場所:) の施工について、
建設機械の確認に関する実施要領第2章および第3章の規定による建設機械およびオペレータの
実地確認を、下記により依頼します。

記

□法面処理工事

種別	モルタル吹付け機	種子吹付け機	ボーリングマシン
型式・ 製造番号等			
オペレータ	[ノズルマン] [ガンマン]		
施工予定日	平成 年 月 日 平成 年 月 日	平成 年 月 日 平成 年 月 日	平成 年 月 日 平成 年 月 日

□ほ装工事

種別	アスファルトフィニッシャー	タイヤローラー	マカダムローラー
型式・ 製造番号等			
オペレータ			
施工予定日	平成 年 月 日 平成 年 月 日	平成 年 月 日 平成 年 月 日	平成 年 月 日 平成 年 月 日

- ※1 機械の保有状況およびオペレータの配置(様式第3号の2)に記載した建設機械およびオペレータの氏名と一致させること。
- ※2 現地で本人と確認できるもの(運転免許証等写真付きの公的証明書)を所持させること。
- ※3 実地確認の日時までに建設機械またはオペレータの変更がある場合は、必ず建設機械の確認に関する実施要領に基づき、変更手続きを行うこと(変更手続きを行うことなく施工した場合は、理由の如何を問わず、入札参加条件に違反したものとみなします)。
- ※4 施工予定日を変更したい場合は、監督職員と協議の上、改めて決定すること。